

◎健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表  
 ○健康保険法（大正十一年法律第七十号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（療養の給付に関する費用）</p> <p>第七十六条 保険者は、療養の給付に関する費用を保険医療機関又は保険薬局に支払うものとし、保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に関し保険者に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者が当該保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。</p> <p>2 前項の療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより算定するものとし、その定めは、二年ごとに必要な改定を行うことを原則とする。</p> <p>3 6 (略)</p>	<p>（療養の給付に関する費用）</p> <p>第七十六条 保険者は、療養の給付に関する費用を保険医療機関又は保険薬局に支払うものとし、保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に関し保険者に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者が当該保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。</p> <p>2 前項の療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。</p> <p>3 6 (略)</p>

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（療養の給付に関する基準）</p> <p>第七十一条 療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定めるものとし、当該療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準は、二年ごとに必要な改定を行うことを原則とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（療養の給付に関する基準）</p> <p>第七十一条 療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>2 （略）</p>